第58回新型コロナウイルス対策本部会議(書面開催)

開催日 令和3年7月7日(水)

- 1 議 題
- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第6項に基づくまん延防止等重点措置の公示を行う ことに係る要請について

新型コロナウイルス感染症対策本部長 内閣総理大臣 菅 義偉 様

> 埼玉県新型コロナウイルス感染症対策本部長 埼玉県知事 大野 元裕

新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第6項に基づくまん延防止等重点措置の公示を行うことに係る要請について

令和3年6月17日、新型コロナウイルス感染症対策本部長による「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示」により、本県のまん延防止等重点措置を実施すべき期間が4月20日から7月11日までと変更された。

県では、この間、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特別措置法」という。)第 18 条第 1 項に規定する基本的対処方針に基づき、飲食店や大規模商業施設に対する営業時間短縮要請をはじめ、高齢者施設職員等に対する P C R 検査やクラスター発生が懸念される業界に対する注意喚起など総合的な感染拡大防止対策を実施してきた。

約3か月にわたる感染拡大防止対策により、県内における人口10万人当たりの新規陽性者数はステージⅢの目安となる15人を下回る一方、新規陽性者数自体は増加に転ずる兆しがみられ、感染力が強いと言われているデルタ株への懸念が引き続き存在する中、特に、多くの指標がステージⅣに達している東京都との往来が頻繁でかつ陽性者が多い地域等に柔軟かつ強力な感染拡大防止対策を推進していくことが必要である。

そこで、特別措置法第31条の4第6項に基づき、まん延防止等重点措置期間の延長に係る公示を行うよう要請する。なお、期間については、1か月程度を要望する。

また、事業者への財政支援については、地域の実情に応じた支援ができるようにするとともに、その裏付けとなる確実な財源措置を要望する。